平成２４年（フ）第５１８号
東京都八王子市みなみ野４丁目７番６号ルナグランデ706号
債務者　大野　忠純
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月２日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１０５１号
横浜市泉区中田東１丁目24番４号　ヴィラ東原103
債務者　工藤　晃市
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２７５３号
大阪府八尾市安中町２丁目１番14号、前住所大阪府八尾市末広町２丁目３番13号　南口マンション
債務者　小原　　豊
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８５号
岡山市北区御津金川970番地
債務者　草野　新治
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月23日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６５号
静岡市駿河区広野６丁目16番12―２Ｄ号
債務者　石川　敬江
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月８日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２６６号
静岡市駿河区広野６丁目16番12―２Ｄ号
債務者　石川　真衣
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月８日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９０号
東京都福生市大字熊川1007番地サンライトマンション207号室
債務者　神山　美穂
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月９日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１号
愛知県新城市字町並199番地
債務者　安形　温美
1　決定年月日時　平成24年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月６日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第１１７号
愛知県豊川市御油町池田54番地の１　ガーデン平松ＡＰ103号
債務者　庄司　智規
1　決定年月日時　平成24年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月６日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第１１８号
愛知県豊橋市東光町93番地１　ウイングコートラムール豊橋102
債務者　杉原富士子こと　スギハラ　マガリフジコ
1　決定年月日時　平成24年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月６日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第１２０号
愛知県豊橋市大岩町字黒下37番地　Ｂ―103
債務者　村田　博良
1　決定年月日時　平成24年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月６日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第１２５号
愛知県豊川市山道町２丁目46番地の１　メゾン46・301号
債務者　石部　康司
1　決定年月日時　平成24年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月６日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第１２６号
愛知県豊橋市曙町字測点208番地　207
債務者　蛯原　和範
1　決定年月日時　平成24年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月６日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第１８３号
川崎市麻生区白鳥４丁目21番18号　Ｂ―101
債務者　穴見　智香
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第２１２号
川崎市宮前区宮前平３丁目３番地17　名古屋ハイツ101
債務者　笹原美津子（旧姓坪井）
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係